

乳幼児・1歳6か月児・3歳児健診のお知らせ

5月24日(月)
所保健センター 無料
内容▽身体計測、問診、診察、歯科健診、各種相談

Table with 4 columns: 内容, 受付, 対象, 持ち物. Rows include 3・4か月児, 7・8か月児, 11・12か月児, 1歳6か月児, 3歳児.

※ご不明な点がありましたら、保健師までご相談ください。

問保健センター ☎(574) 3141
※新型コロナウイルス感染症の対策により、受付時間の変更や健診の延期・中止等が生じる可能性があります。変更があった際には、対象者全員へ個別にお知らせいたします。

特別児童扶養手当のお知らせ

この制度は精神または身体に障がい
を有する児童を養育する父母等に手当
を支給することにより、これらの児童
の福祉の増進を図ることを目的として
います。

【受給資格者】

20歳未満で精神または身体に障がい
を有する児童を家庭で監護、養育する
父母または養育者に支給されます。
ただし、次のいずれかに当てはまる
ときは手当を受給できません。

- 受給資格者(請求者)や対象児童
が、日本国内に住所を有しないとき。
対象児童が、児童福祉施設等に入
所しているとき(ただし、通園し
ている場合は除く)。

対象児童が障がいを事由とする年
金を受けることができるとき。

【手当額(令和3年4月から月額)】

手当は認定請求した日の属する翌月
分より次の額が支給されます。

- 1級 52500円
2級 34970円

ただし、受給者もしくはその配偶者、
または扶養義務者の前年の所得が一定
の額以上であるとき、手当は支給され
ません。詳細はお問い合わせください。
問役場福祉課福祉係 ☎(574) 2214

令和3年度ほけん・ふくしガイドを配布します

今年度予定している「乳幼児健診や
予防接種に関する母子保健事業」や「各
種検診」、「高齢者の健康、障がい者支
援」に関すること等を掲載して、いま
す。1年間、大切に保管してご利用くだ
さい。

「ほけん・ふくしガイド」は1世帯
1部の配布とされていますが、複数必要
な場合は保健センターまでお問い合わせ
してください。
問保健センター ☎(574) 3141



児童扶養手当のお知らせ

この制度は、ひとり親世帯のお子さ
んの健やかな成長と生活の安定・自立
を促すことを目的として、お子さんを
養育している方に手当を支給するもの
です。

【受給資格者】

- ▽次のいずれかに該当する児童(18歳
に達する日以降の最初の3月31日ま
での間にある者、または一定の障がい
の状態にある20歳未満の者)を監
護、養育している父、母または養育者
・ 父母が婚姻を解消した児童
・ 父または母が死亡した児童

特別障害者手当・障害児福祉手当または福祉手当のお知らせ

この制度は、精神または身体に重度
の障がい(を有する20歳以上の方、また
は20歳未満の方に特別障害者手当、障
害児福祉手当または福祉手当を支給す
ることにより、これらの方の福祉の増
進を図ることを目的として、手当を支
給するものです。

【受給資格者】

- 特別障害者手当▽精神または身体に著
しい重度の障がい(を有するため、日常
生活において常時特別な介護を必要と
する20歳以上の方に支給されます。た
だし、次のいずれかに当てはまるとき
は、手当は受給できません。
・ 受給資格者(請求者)が日本国内
に住所を有しないとき。
・ 受給資格者(請求者)が、障害者
支援施設等に入所しているとき(た
だし、通所している場合は除く)。

受給資格者(請求者)が、病院ま
たは診療所に3か月を超えて入院
したとき。

障害児福祉手当▽精神または身体に重
度の障がい(を有するため、日常生活に
おいて常時の介護を必要とする20歳未
満の児童に支給されます。

【経過的】福祉手当▽昭和61年4月1日
において、従前の福祉手当を受給して
おり、特別障害者手当または障害基礎
年金を受給できない方に支給されま

令和3年度の児童扶養手当額(月額) 令和3年4月~

Table with 3 columns: 種類, 全額支給, 一部支給. Rows include 本体額, 第2子加算額, 第3子以降加算額.

問役場福祉課福祉係 ☎(574) 2214

児童扶養手当の一部が改正されました

「児童扶養手当」の一部改正により、
令和3年3月から障害年金を受給して
いる方の「児童扶養手当」の算出方法
が変わります。

【見直しの内容】

これまで、障害基礎年金^{※1}を受給
している方は、障害基礎年金等の額
が児童扶養手当の額を上回る場合、
児童扶養手当を受給できませんでし
たが、令和3年3月分の手当以降は、
児童扶養手当の額が障害年金の子の
加算部分の額を上回る場合、その差
額を児童扶養手当として受給できる
ようになります。

※1 国民年金法に基づく障害基礎年
金、労働者災害補償保険法によ
る障害補償年金など。

なお、障害基礎年金等以外の公
的年金等を受給している方^{※2}
は、今回の改正後も、調整する
公的年金等の範囲に変更はない
ので、公的年金等の額が児童扶
養手当額を下回る場合は、その
差額分を児童扶養手当として受
給できます。

※2 遺族年金、老齢年金、労災年金、
遺族補償など。

問役場福祉課福祉係 ☎(574) 2214

申し上げます。

問日本赤十字社豊頃町分区(役場福祉
課福祉係) ☎(574) 2214

災害義援金を受付しています

日本赤十字社および共同募金会で
は、令和3年2月福島県沖地震災害義
援金を受付しています(募集期間：令
和3年5月31日まで)。また、各災害
の被害者の生活支援を図るため、義援
金を受付しています。皆さまのご支援、
ご協力をお願いいたします。

問▽日本赤十字社豊頃町分区(役場福
祉課福祉係) ☎(574) 2214▽豊頃
町共同募金委員会(社会福祉協議会内)
☎(574) 3143

令和3年度要約筆記奉仕員養成講座開催のお知らせ

要約筆記とは、途中で聴力を失った
方(中途失聴者)や難聴者など聞こえ
の不自由な方に会話や講演会などを文
字に変えて伝えることです。大切な人
の「耳代わり」として要約筆記を学ん
でみませんか? ぜひ、ご利用ください。
5月25日(火) 7月13日(火) 10
時~15時(合計8回)

所帯広市グリーンプラザ(帯広市公園
東町3丁目) 無料

申込受付▽4月20日(火)~5月14日(金)
申問帯広市役所市民福祉部福祉支援室
障害福祉課 ☎0155(65) 4148